

1. 講演「改訂されたいじめ重大事態調査ガイドライン」
「スポーツ活動における教員の安全配慮義務」
2. 講師 九段富士見法律事務所 弁護士 堀切忠和先生

3. 講演内容

◇ぶれない姿勢の大切さ

◇指揮系統

◇いじめ防止対策推進法への対応

- ・法の定義するいじめの意味
- ・法上のいじめ
- ・社会通念のいじめ
- ・重大な人権侵害となるいじめ ≠ いじめ重大事態
- ・謎のいじめ
- ・改訂された重大事態

◇学校の危機管理

- ・小さな危険と大きな安全
- ・コロナで幼少期を過ごした世代
- ・コロナで子どもが幼少期を過ごした保護者が来る

◇顧問弁護士とスクールロイヤー

◇クレーム対応のポイント

◇質疑応答